

「保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金」 に関する申請の手引き【直接申請用】

<はじめに>

- ・「松江市保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金」については、原則として、勤務先の施設を通じて申請等いただくこととしております。
※退職者についても同様です。
- ・施設を通じての申請が難しい場合のみ、本手引きにより申請してください。

1. 「応援協力金」の概要

保育所等、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び放課後児童クラブ等は、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言中等において、国からの休業要請があってもなお医療従事者等社会機能を維持するために就業を継続することが必要な家庭の子どもの受入れ先として、感染防止対策を講じながら継続してサービスを提供してきました。

この間、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って保育サービスの提供等に、従事していただいた職員に対し、島根県と市町村で協力して応援協力金を支給します。

2. 支給対象

【要件】

「①対象施設」において、「②対象期間」内に「③5日以上勤務」し、「④児童・保護者との接触を伴う業務等」に従事した職員等で、「⑤令和2年4月1日から5月25日までの間に対象施設に在籍」している方

①対象施設

- ・保育所等（保育所型認定こども園を含む）
（保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）
 - ・幼保連携型認定こども園
 - ・幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）
 - ・放課後児童クラブ
 - ・認可外保育施設
 - ・その他市長が認めた施設
- ※認可外保育施設及び国立幼稚園へは島根県から勤務先の施設を通じて交付します。

②対象期間

令和2年3月2日（月） ～ 5月25日（月）
（国の臨時休業要請日） （緊急事態宣言解除日）

③5日以上勤務

- ・年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として扱いません。
- ・1日あたりの勤務時間は問いません。
- ・対象期間中に複数施設（別事業者）勤務の合算で5日以上勤務した場合も対象です。

④児童・保護者との接触を伴う業務等

- ・原則として、施設において、児童・保護者と接する業務に従事した職員が対象です。
- ・調理師等、感染防止に配慮が必要な業務に従事した職員も含まれます。
- ・法人本部等別の建物に勤務し、物理的に児童・保護者に会う可能性が無いような場合は、支給対象とはなりません。
- ・正規・非正規、パート、日々雇用等の雇用形態や、資格の有無は問いません。
- ・対象期間中に、上記業務に5日以上従事している職員等が、支給対象となります。

⑤令和2年4月1日から5月25日までの間に対象施設に在籍

- ・3月末で退職し、4月以降対象施設に在籍していない方は対象外です。

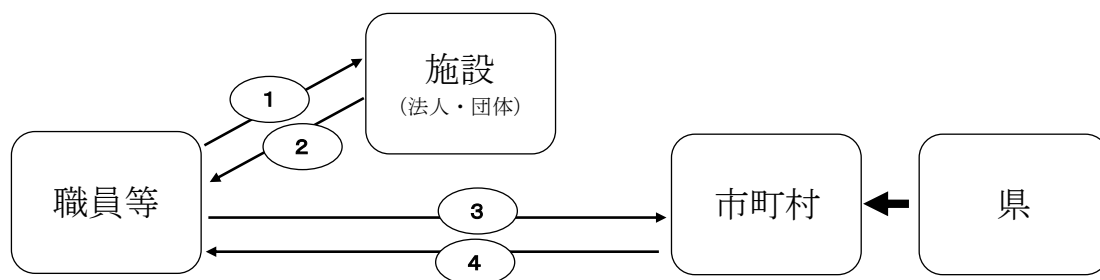
<その他留意事項>

- ・上記要件に該当する場合は、派遣労働者、業務受託者の労働者として対象施設で働く者についても支給対象となります。
 - ・上記要件に該当する場合は、調理員、事務職員、法人本部職員等についても、支給対象となり得ます。
 - ・ただし、対象施設と直接、契約関係にない業者等やボランティア（有償で勤務した人を除く）等は支給対象とはなりません。
 - ・国慰労金（医療分、介護分、障害分）、救護施設職員への慰労金、幼稚園等や児童養護施設等に勤務するものへ給付金を含め、1人つき1回に限ります。
- ※国慰労金を受給される方等は、当該給付金の対象となりませんので、ご注意ください。

3. 支給金額

1人につき5万円

4. 申請手続き等



- ①勤務証明の依頼（職員等 → 施設）
- ②勤務証明（施設 → 職員等）
- ③申請手続き（職員等 → 市町村）
- ④支給決定通知・支払い（市町村 → 職員等）

※具体的な申請の手順等については、「別紙：申請の手順【直接申請用】」を参照して下さい。

5. 申請受付期間及び申請書類

(1) 申請受付期間

令和3年2月17日（水）17時まで【必着】

(2) 申請書類

- ・ 保育所・放課後児童クラブ等従事者に対する応援協力金直接申請書（様式第5号）

<添付書類>

- ・ 本人確認書類の写し（運転免許証のコピー、健康保険証のコピー 等）
- ・ 振込先金融機関口座確認書類の写し（通帳（支店名・支店コード・口座番号が書かれた部分）のコピー、キャッシュカードのコピー 等）
- ・ 勤務証明書（複数施設の合算により対象期間の算定を行う場合）

6. 支給時期

- ・ 支給決定した場合は、交付決定通知書を送付します。
- ・ 払い込み日については、交付決定通知時にご連絡します。

7. その他

◇応援協力金は、所得税法の非課税規定に基づき非課税所得に該当する取扱いになります。

◇本給付金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本給付金の支給決定を取り消し又は変更します。この場合、給付金を返金する必要があります。

◇申請受付期間

令和3年2月17日(水) 17時まで【必着】

◇申請書送付先・問い合わせ先

●保育所、認定こども園、幼稚園にお勤めの方

〒690-8540 松江市末次町 86 番地

松江市 子育て部 子育て政策課 幼保運営係「応援協力金担当」

電話番号：0852-55-5667、5957

●放課後児童クラブにお勤めの方

〒690-8540 松江市末次町 86 番地

松江市 教育委員会 生涯学習課 放課後子どもプラン係「応援協力金担当」

電話番号：0852-55-5311

※封筒の裏面に申請者名を記入してください

◇問い合わせ受付時間

9：00～17：00（平日のみ）